

<b>交渉情報</b>	<b>NO.23</b>	日本郵便信越支社
JP労組信越地方本部	2019年10月23日	添付資料:9枚

「2019年度年末年始業務運行推進の基本方針・要綱に関する要求書」の  
地方整理と意思疎通の扱いについて

日本郵便（株）信越支社は、本日（10月23日）「2019年度年末年始業務運行推進の基本方針・要綱に関する要求書」の地方整理と意思疎通の扱いについて地方本部に説明してきました。

「2019年度年末年始業務運行推進の基本方針・要綱に関する要求書」については、10月16日に日本郵便（株）信越支社に提出し、それ以降、交渉を経て本日10月23日、地方整理をはかりました。

要求内容の前提として、地方大会や各連協総会・支部大会での発言に見られたように、様々な効率化や非正規社員化の積み重ねにより、極めて厳しい要員事情のもと不安定な業務運行が想定され、営業の推進とコストコントロール、経費の効率的な使用についても求められています。

現場労使間での意思疎通及び問題解決を基本に、各種業務運行計画の策定、年賀販売方針の浸透、安全・健康管理、サービス関係や職場環境の整備を中心に要求書を提出しました。

最終整理にあたり、中島経営管理本部長から「2019年度年末年始業務運行推進の基本方針・要綱については、10月16日（水）にJP労組信越地本から意見表明をいただいた。それ以降、窓口において短期間で精力的に交渉いただき、本日整理。改めて感謝申し上げます。

今般、JP労組信越地本から14項目にわたる意見表明があり、いずれも年末年始業務運行・営業推進に当たり重要なものと理解している。

今年末年始期において、「営業と業務が一体となった大口顧客対応と適切なリソース確保」をはじめ、「安全の確保」、「コストコントロール」、「品質の維持・向上」を軸に、今回の整理内容を踏まえ、支社・郵便局が一体となって業務運行・営業推進に取り組んでいく所存。

先日開催された郵便関係部長等会議においても、出席した管理者に対し、しっかりと落とし込みをしたところである。

年賀はがきの推進管理方法が大きく変わってから、今年で2年目になる。年賀はがきは第3四半期の最重要商品であるため、ビジネス年賀の推進、他の商品もこの期間

に併せて営業を推進し、今年度の収入目標全体の達成を目指す。また、第3四半期は会社の収益に大きく影響する時期であるとともに、業務量増加に伴い、経費使用のピークとなる時期であるため、適正に要員配置を行い、業務運行確保に努め、収益の拡大を目指していく。

先日の台風19号により、信越各地で被害が出た。近年、日本各地で災害が発生しているが、社員を危険にさらすことのないよう、社員の安全を最優先とし取り組む。業務繁忙や降雪等での労働災害等が発生しやすい時期であり、最大限の注意を要する時期と認識している。今年末年始期を円滑に乗り切れるよう、社員の安全衛生にも配慮しつつ取り組んでいく。

12月29日(日)、1月2日(木)は配達休止となる。元旦配達に係る対策を講じ、業務運行に混乱を招かないよう準備していく。

年末年始業務運行・営業推進は、労使が共通認識を持ち、一致協力して取り組んでいく必要があると考える。

J P 労組の皆さまからも引き続き、ご協力をお願いする。」との決意が示されました。

それをうけ、地方本部を代表して花見副委員長から、「支社回答の冒頭に、この年末年始期の郵便物流の使命が記載されているが、使命であるお客様の立場に立ったサービスの提供主体は現場のファーストパーソンであるということをもとに共有したい。

令和最初の年末繁忙期は、かんぽ、ゆうちょ、様々な不適正事例が顕在化し、大きな向かい風の中迎える年末繁忙期となっている。

郵便局の制服は、これまで信頼のブランドマークであったが今はどうだろうか。郵便に従事する組合員も、批判の風にさらされ、自信と誇りを失いつつある。

お願いしたいのは、彼らがその使命を果たせる環境をしっかりと整え、全力でバックアップしてほしいということ。これは支社で働く組合員に対しても同じ。

社員指導や意思疎通における、丁寧さ、緻密さ、スピード感等、これまでのマネジメントとは次元の違うものが必要となってきたということを改めてお伝えさせていただく。

繁忙に伴う負荷等による健康面、安全面にも十分配慮いただくとともに、特に台風19号の被害地域では特に降雨・降雪による二次被害が発生する可能性が多分にあるという認識をもって備えていただきたい。」との考え方を示しました。

今後は単局窓口、部会事業推進委員会の窓口および職場事業推進委員会への移行となりますが、分会対応時においては中央交渉及び地方交渉整理内容を踏まえ、分会要求書を提出し意思疎通をはかること、職場事業推進委員会での建設的かつ積極的な意見交換に向けた準備を要請し、交渉整理内容については10月27日(日)信越4会場で開催される郵便交渉担当者会議において説明致します。

なお、支部では本情報を各分会に漏れることなく周知するよう要請します。

整理内容については「2019 年度年末年始業務運行推進の基本方針・要綱」に関する要求書に対する回答を参照。

以下特徴的な地本要求に対する支社回答及びコメントを記します。

【項番 2】 年末年始業務運行対策に関する意思疎通について、早期に日程調整を行う等の指導を徹底し、全分会で期日内での開催とすること。

また、マネジメント統合局は、今年度新たに 20 局増えたことから、安定した業務運行確保に向けて適切な対応を行うこと。なお、受持局との綿密な連携が必要不可欠であることから、具体的な方策を示すこと。に対し支社は、

日程調整期間が短期間であるため、あらかじめスケジュールを周知し、地方段階で決定した期日までに開催するよう指導を徹底するとしていますので、各分会においても、安易に日程変更を申し出ず、期日までに開催するよう支部より指導してください。

また、マネジメント統合局所属部会での部会事業推進委員会の窓口では、安定した業務運行確保のため、受持ち局管理者が部会事業推進委員会の窓口補助者として出席しますので、組合側も部会労使委員会の窓口担当委員の他、旧集配センター所属の組合員（センターリーダー等）1 名を臨時的窓口担当補助者として出席してください。

【項番 3】 1 月 1 日から 3 日（遅くとも 5 日）までに休暇取得させる具体的な方策を示すこと。

また、1 月 5 日が日配戻しとなることから、社員のワーク・ライフ・バランスや疲労の蓄積を考慮し、極端な連続勤務とならないよう対応をはかること。に対し支社は、

1 月 1 日から 3 日（遅くとも 5 日）までの休暇付与については、業務支援システムにより勤務指定段階での付与計画を事前に確認するとしています。なお、休暇所得が出来ていない職場があった際には、郵便局指導を行うとし、実際の取得状況についても確認するとしています。

また、1 月 5 日が日配戻しとなることから、一部の社員が過度な連続勤務とならないよう、郵便関係部長会議や年末年始要員配置計画担当者研修において指導するとしています。

【項番 5】 要員不足等に伴う郵便物滞留が発生している郵便局が見受けられる中、誤ったコストコントロールの運用がされないよう注視するとともに、必要な労働力の確保および適正な要員配置を確立すること。に対し支社は、

業務量に応じた要員配置計画を策定し、実行するとともに、当日配達すべき郵便物

等を翌日以降に処理するなど、正常なオペレーションに支障が生じるような誤ったコストコントロールによる指導は行わないよう郵便関係部長会議で指導するとしています。つまり、人件費削減だけに主観を置くのではなく、お客さまに迷惑のかかる郵便物の滞留の解消に努めるとしています。

労働力の確保については、募集活動を行うための予算措置を行い、雇用促進暫定手当についても各局の採用状況を確認しながら、同手当を活用した求人を行い、要員確保対策に取り組むとしています。

【項目 7】年賀はがき販売方針については、本部・本社間、地本・支社間で交渉整理した内容を郵便局に指導するとともに随時検証すること。

また、昨年度は、追加収入目標を安易に枚数換算し、推進管理をした郵便局も見受けられたことから、管理者指導を徹底すること。に対し支社は、

年賀はがきの販売に当たっては、前年度からの方針同様、引き続き実需に基づく適正な販売、ビジネス年賀の需要拡大等に取り組むこととし、郵便局指導を行うこととしています。また、昨年度の販売実績ではなく昨年度の引受物数と配達物数等を考慮し実需に近い単面収入目安を示しており、販売枚数で推進管理することのないよう郵便局指導を行うとしています。

【項目 8】ビジネス年賀については、昨年度個人に販売したにも関わらず、ビジネスとカウントした実態が見受けられたことから、再度ビジネス年賀の定義について改めて明確にするとともに、各郵便局への指導を徹底すること。

また、不適切な事案が発生した場合には、早急にその是正をはかること。に対し支社は、

ビジネス年賀のカウントの要件は、単面・四面を問わず、事業所への販売は全てビジネス年賀としてカウントするとしています。ただし、販売所や印刷所が加刷販売する年賀は対象外としています。

また、報告内容等から不適切な事例があった場合は、郵便局に状況を確認の上、個別に指導を行うとしています。

【項目 11】現在引受停止となっているアマゾンの当日配達のうちゆうパック等が 12 月から取り扱いが復活するとなっているが、その際の業務運行対策を明らかにすること。に対し支社は、

アマゾン様当日配達ゆうパック対応を含めた業務運行については、12月4日からのアマゾン様当日配達ゆうパックの想定個数を、局別に郵便関係部長会議で示しており、各局の実情に応じた区分方法・交付方法を事前に調整するよう指導し、円滑なオペレーションに向けた対応を行うとしています。

また、混合および受託者のオーバーフロー対策を予め行うよう併せて指導するとしています。

【項目13】近年、自然災害が頻繁に発生している。悪天候時の業務運行は社員の安全対策を第一に考慮し、きめ細かな業務指示を行うよう指導を徹底すること。に対し支社は、

あらかじめ広いエリアで災害が想定される場合は、支社で配達の休止等、業務運行指導を行うとしています。

また、各局において台風、大雨、暴風雪等で社員に危険が及ぶと判断した場合や配達途上等で担当者が危険と判断した場合は、人命を第一に考えた対応をすとしています。

## 【意思疎通等、今後のスケジュールについて】

### 1. 郵便・物流機能を有する単独マネジメント局

#### (1) 職場労使委員会の窓口（単局窓口）

職場事業推進委員会の円滑かつ効果的な意見交換に資するため、開催に先立ち、職場労使委員会の窓口で職場事業推進委員会の目的・性格等に照らし、自局で策定した「年末年始業務運行計画」及び「日別要員配置計画」に基づき、支社資料の「別記」事項の説明のほか、必要な調整（職場事業推進委員会の開催日時、場所、出席者、意見交換の議題等）を行う。あわせて、組合要求書を取り扱うこととする。

<11月14日（木）までに終了>

#### (2) 職場事業推進委員会

職場労使委員会の窓口での調整を踏まえた内容に基づき、業務運行や営業活動を効率的かつ効果的に推進する立場から建設的な意見交換を行う。

<11月15日（金）までに終了>

#### (3) 組合要求の扱い

年末年始業務運行対策に関する組合要求については、職場労使委員会の窓口で取り扱うこととし、職場推進委員会では取り扱わない。

ただし、職場推進委員会で会社側は、職場労使委員会の窓口での調整を踏まえ

つつ、同窓口で提起された組合側の建設的な提言を念頭に置いて意見交換を行う。

組合側は、前記の提言や要求を提起する場合には、より具体的方策を提起するよう努める。

(4) 窓口担当補助者の指名

職場労使委員会の窓口を開催する場合、より実質的な意思疎通となるよう、労使双方1名のほか、年末年始業務運行対策に関する部署の者を臨時に窓口担当補助者に指名することができる。

(5) 社員周知

職場推進委員会終了後、業務研究会等を開催する。

<11月29日(金)までに終了>

## **2. 郵便・物流機能を有しない窓口機能のみ単独マネジメント局**

(1) 職場労使委員会の窓口(単局窓口)

会社側説明事項の項番3「年末年始における営業推進」を職場労使委員会の窓口で意思疎通を行う。

<11月14日(木)までに終了>

## **3. エリアマネジメント局の旧集配センター統合局所属部会**

(1) 部会事業推進委員会の窓口

年末年始業務運行対策に関する意思疎通については、主として当該旧集配センター受持局の管理者(副部長等)が主体となり行う。

<11月14日(木)までに終了>

要求に対する回答及び意思疎通・年繁交渉スケジュール・会社側説明事項については、別紙支社資料参照。